

# 外国人有料職業紹介 (アルバイト)



株式会社エアーテックシステム

# 1. 外国人労働者をアルバイトとして採用するポイント

## ① 人材不足の解消・適切な人材の確保

最も大きなメリットは人材不足の解消です。また、適切な人材を獲得する事は非常に難しくなっています。弊社では御社のご要望をお伺いし、適切な人材をご紹介します。

## ② 社内のグローバル化による新たな発見

外国人労働者は、母国語に加え日本語や英語など、3ヶ国語以上話せる事も珍しくありません。その為、海外のお客様との対応や接客、通訳など様々な場面で活躍が期待できます。またそれだけでなく、外国人人材が会社で働く事によって、その国特有の知識や技術などを取り入れることができ、企業文化や事業領域が発展する可能性があります。

## ③ 海外進出の足掛かりができる

外国人を採用する事によりビジネスで対応できる言語が多くなり、事業の拡大も期待できます。これまでに想定していなかった国へのビジネスの機会をもたらすきっかけになります。

## ④ 新しいアイデア創出の可能性

日本とは違う文化、環境で育っているからこそ、新しい目線や斬新な発想で新しいアイデアが生まれる可能性があります。



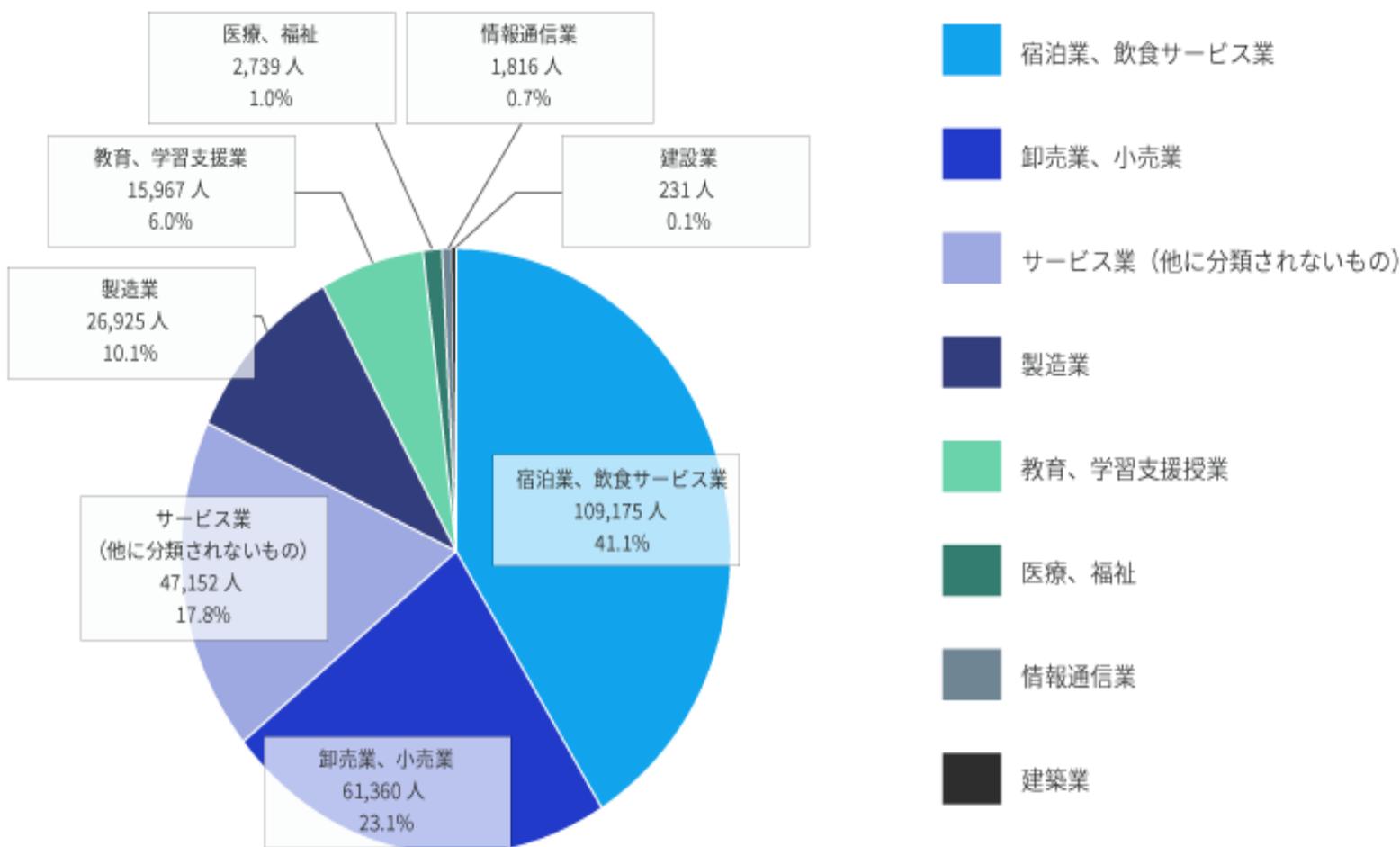
## 2. 外国人留学生アルバイトの業界別割合

外国人留学生のアルバイト就労者は29万8461人に登ります。アルバイト就労者はどのような業界で就労しているかご紹介いたします。

最も多いのは「宿泊業、飲食サービス業」で10万9175人。外国人留学生の約4割が、宿泊業、飲食サービス業で働いているようです。

次いで「卸売業、小売業」が、6万1360人で23.1%を占めています。「宿泊業、飲食サービス業」や「卸売業、小売業」、他「サービス業」では、「今すぐ」人手が必要というニーズに応えられる外国人アルバイトが重宝されているようです。

### 外国人留学生アルバイト 業界別割合



### 3. 外国人アルバイトの在留資格

#### ①在留資格とは

在留資格（ビザ）とは、外国人が日本に入国して60日以上在留する際に、入管法の定めに従って発行される資格です。

#### ②外国人をアルバイトやパートとして雇用できる在留資格は？

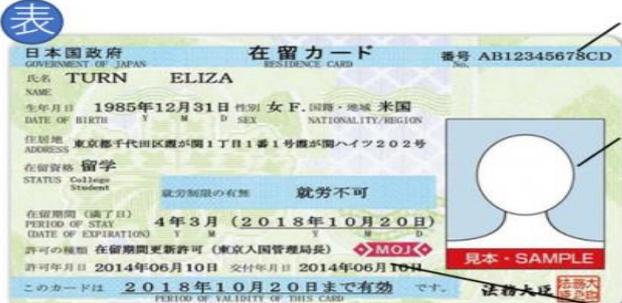
就労に制限がない雇用ができる在留資格は以下の5つです。

以下の在留資格はどのようなアルバイトでも可能です。

- 定住者
- 日本人の配偶者
- 永住者
- 永住者の配偶者
- ワーキングホリデー（特定活動ビザ）

個別に許可（資格外活動許可）を得ればアルバイト、パートとして雇用できるものが以下の4つです。

- 文化活動（週28時間以内）
- 留学（週28時間以内、長期休暇中週40時間以内※規定あり）
- 家族滞在（週28時間以内）
- 短期滞在（週28時間以内）

<p><b>表</b></p> 	<p><b>①在留カード番号</b> 番号が失効していないか 「出入国管理庁」のサイトで確認</p>
<p><b>裏</b></p> 	<p><b>②ビザ種類</b> とくに留学ビザの場合は、 アルバイト就労時間に注意が必要</p>
	<p><b>③有効期限</b> 期限が切れていないか確認</p>
	<p><b>④資格外活動許可</b> 許可が降りていれば、 「許可」と記載されています。</p>

## 3.1 留学ビザについて

- 研修（週 28 時間以内）
- 留学ビザとは日本で教育を受ける外国人が、日本に長期滞在するために申請するビザのことです。日本の大学や専門学校に入学し、勉学や技術を学ぶために必要な在留資格です。長期での留学には、長期間滞在ができるだけの資金や奨学金を有しているか、留学にかかる様々な費用を負担することができるかなどの審査基準があります。留学ビザを申請するには、学生自身が出入国在留管理局に出向き、審査基準を満たすことを証明する書類の提出が必要です。留学ビザの在留期間は、3 か月～4 年 3 か月となっています。
- 留学ビザを持つ留学生が日本で正社員になる場合には、就労ビザに変更する手続きが必要です。出入国在留管理局に出向き、ビザの変更申請を行います。就労ビザを持たずに収入を伴う事業をした場合や、報酬の出る活動を行った場合は不法就労となり処罰・強制退去の対象となります。留学ビザは収入を目的としたビザではないため、就労して収入を得ると不法就労とみなされるのです。アルバイトの場合は留学ビザと合わせて資格外活動の許可を得ることで、制限内での収入を得るための就労が可能です。



## 3.2 留学生をアルバイトで受け入れる場合

### ● 資格外活動の許可を得ていなければならない

留学ビザは教育を受けることを目的としており、原則就労はできません。アルバイトをするには資格外活動の申請を行う必要があります。許可を得ずにアルバイトを行うと不法就労とみなされ、罰則の対象となります。また、資格外活動の許可を得ていない外国人をアルバイトで雇用すると雇用主にも罰則が科せられるため、面接の段階で確認が必須となります。また、資格外活動の許可を受けた後でも在留資格で認められる制限を超えて就労した場合も不法就労となり、罰則の対象となります。

### ● 週 28 時間以内という就労制限がある

留学ビザの資格外活動には、週 28 時間以内という就労制限があります。これは残業を含んだ時間となるため、残業を含めて 28 時間以上の就労は違法となります。その留学生が複数のアルバイトを掛け持ちする場合、1 社あたりの上限ではなくすべてのアルバイト先での合計で週 28 時間を超えてはなりません。また、風俗営業のアルバイトも禁止されています。これに違反した場合は留学生にも雇用主にも罰則が科せられます。

### ● 夏季休暇など長期休暇中は 1 日 8 時間の就労が可能

留学生が在籍する教育機関の校則で定められた長期休業期間に限り、1 日 8 時間以内のアルバイトが認められています。その際は、日本人と同じく労働基準法が適用され、就労時間の上限は週 40 時間となります。

なお、「1 日 8 時間以内」のアルバイトが認められているのは、あくまでも「学則による長期休業期間」に限られています。長期休業期間以外で休講などが重なり、アルバイトが可能な時間が増えても「学則による長期休業期間」でなければ、週 28 時間以内が上限です。

# 3.3 特定活動・家族滞在・永住者・定住者

## 1. 特定活動

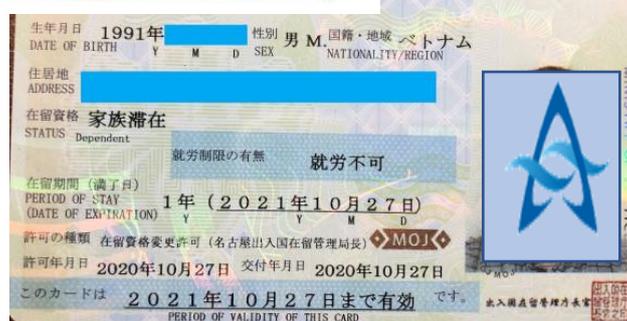
在留資格「特定活動」は、ワーキングホリデーや日本の教育機関卒業後の就職活動などを行う際に認められている資格です。ワーキングホリデーの在留資格は、留学生のような時間制限はありません。一方で就職活動を理由に特定活動の在留資格を取得している場合は、1週間28時間以内のアルバイトのみ可能で、長期休暇時の就労時間の延長も認められていません。またインターンシップを理由に日本に滞在している場合は、受け入れルートや様々な条件により許可される就労時間が異なります。詳しくは管轄の入国管理局までお問い合わせください。

## 2. 家族滞在

在留資格「家族滞在」は、特定の在留資格を取得している外国人の扶養を受ける配偶者とその子どもに認められている在留資格です。留学生と同様に週28時間以内でのアルバイトが可能です。

## 3. 永住者・定住者

在留資格の「永住者」や「定住者」を取得している外国人の方は、時間制限なくアルバイトを行えます。



## 4.日本語能力について

外国人が他国で働く上で一番重要となるのが「日本語能力」です。日本人同士でもコミュニケーションがうまくいかないこともあります。外国人となると尚更です。

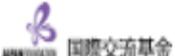
日本語能力を測る目安として、日本語能力試験（JLPT）というものがあります。

N1～N5までランクがあり、N1が最も難しい試験となります。N1は古文などの出題もあるため、日本人でも取得できない可能性があると言われていたレベルです。

基本的にN1～N2を取得している外国人は日常に支障なく会話ができると言えます。しかし、N3以降または資格を保持していない場合でも会話が得意なこともあるため、実際に面接で話してみることが重要です。

他国に来て勉強を頑張っている時点で努力している求職者も多いため、習得スピードは速い傾向にあります。また、周りのスタッフが日本語を教えることで交流することになり、現場の雰囲気をも良くする場合があります。

**是非、外国人のアルバイト人材の採用をご検討くださいませ。**

日本語能力試験とは、 国際交流基金  日本国際教育支援協会 **が運営する日本語を母国語とし  
な人に対する試験です。**

日本語能力試験は、N1、N2、N3、N4、N5の5つのレベルがあります。一番易しいレベルがN5で、一番難しいレベルがN1です。

N1 ← むずかしい → やさしい → N5

N4とN5では、主に教室内で学ぶ基本的な日本語がどのくらい理解できるかを測ります。N1とN2では、現実の生活の幅広い場面での日本語がどのくらい理解できるかを測ります。そして、N3は、N1、N2とN4、N5の「橋渡し」のレベルです。

## 5. 外国人アルバイト人材ご紹介の流れ

### 採用ご相談

- まずは外国人材についてのご説明にお伺いさせていただきます
- その際、ご希望やご相談等ご遠慮なくお申しつけくださいませ

### 契約と求人票

- ご理解いただいた後、職業紹介についての契約をさせていただき御社の求人票をお預かりいたします

### 面接・成約

- 求職者の方をご紹介させていただきますので、面接をお願いいたします
- 採用となりましたら成約となります
- もし不採用になりましたら他の候補者をご紹介させていただきます

### アルバイト開始

- 求職者の方と入社日を決めていただきアルバイト開始になります

## 6. ベトナム人通訳スタッフ・許可等

弊社では2名の日本での滞在歴が長いベトナム人通訳スタッフが在籍しております。ベトナム人労働者を雇うことは不安に感じられることもあると思いますが、弊社日本人スタッフはもちろん、ベトナム人通訳スタッフも一丸となって企業様とベトナム人労働者の架け橋になっていきます。

お困り事等出てきましたら、お気軽にご相談ください。

### 弊社ベトナム人通訳の取得資格

日本語能力試験 N1

日本語能力試験 N2

JLPT のレベル	日本語の会話レベル
N1	難しい話題でもディスカッションができるが、会話レベル的には、N2とあまり変わらない。
N2	日常会話で困ることはない。ビジネスでも対応できる。
N3	日常会話ができる。
N4	コミュニケーションはでき会話も成り立つが、まだ言いたいことが言えない。
N5	基本的な日本語を話すことができるが、単語レベル。

### 人材紹介許可番号

派遣業許可 派 27-303890

有料職業紹介業許可 27-ユ-303235

登録支援機関登録番号 22 登-007635

## 7.お問い合わせ・アクセス

株式会社エアテックシステム

〒587-0011

大阪府堺市美原区丹上 567

TEL:072-369-5555

FAX:072-369-5566

MAIL : [ats@airtechsystem.co.jp](mailto:ats@airtechsystem.co.jp)

近鉄南大阪線「河内松原駅」より車で 10 分

